午前９時５９分　開会

議　長　挨　拶

１　意見書、決議（案）について（資料１）
（１）陳情等によるもの
①年末年始における航空機の飛行自粛を求める決議（案）
②国に私学助成の拡充を求める意見書（案）
③神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書（案）
【中村委員長】　事務局に説明を求める。
【議事係長】　１２月１３日（水）の本委員会で３件を各会派に持ち帰っていただいている。（１）－①から１件ずつ順番に、修文の有無、提出者・賛成者の決定をお願いする。

①年末年始における航空機の飛行自粛を求める決議（案）
【中村委員長】　（１）陳情によるものの ①年末年始における航空機の飛行自粛を求める決議（案）について、修文の有無を確認したい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【中村委員長】　（１）―①について賛否を確認する。
【井上委員】　自民党・新政クラブは賛成である。
【金原委員】　公明党も賛成である。
【町田（零）委員】　自由クラブも賛成である。
【堀口委員】　日本共産党も賛成である。
【布瀬委員】　神奈川ネットワーク運動も賛成である。
【石田委員】　虹の会も賛成である。
【北島委員】　立憲民主党も賛成である。
【中村委員長】　本件について、事務局に説明を求める。
【議事係長】　文案は、原案のとおりとし、全会一致なので提出者は、各会派で持ち回りとなる。今回の持ち回りの順番であるが、前回の９月定例会で、都合により日本共産党が神奈川ネットワーク運動に譲っていることから、本件の提出者を日本共産党、賛成者はその他の会派でお願いしたい。
【中村委員長】　説明のとおりでよいか。

全　員　了　承

【中村委員長】　それではそのように決定する。

②国に私学助成の拡充を求める意見書（案）
【中村委員長】　次に（１）陳情によるものの ②国に私学助成の拡充を求める

意見書（案）について、修文の有無を確認したい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【中村委員長】　（１）―②について賛否を確認する。
【北島委員】　立憲民主党は賛成である。
【石田委員】　虹の会も賛成である。
【布瀬委員】　神奈川ネットワーク運動も賛成である。
【堀口委員】　日本共産党も賛成である。
【町田（零）委員】　自由クラブも賛成である。
【金原委員】　公明党も賛成である。
【井上委員】　自民党・新政クラブも賛成である。
【中村委員長】　本件について、事務局に説明を求める。
【議事係長】　文案は、原案のとおりとし、全会一致なので提出者は、各会派で持ち回りとなる。今回の持ち回りの順番から、提出者は虹の会、賛成者はその他の会派でお願いしたい。
【中村委員長】　説明のとおりでよいか。

全　員　了　承

【中村委員長】　それではそのように決定する。

③神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書（案）
【中村委員長】　次に（１）陳情によるものの ③神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書（案）について、修文の有無を確認したい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【中村委員長】　（１）―③について賛否を確認する。
【井上委員】　自民党・新政クラブは賛成である。
【金原委員】　公明党も賛成である。
【町田（零）委員】　自由クラブも賛成である。
【堀口委員】　日本共産党も賛成である。
【布瀬委員】　神奈川ネットワーク運動も賛成である。
【石田委員】　虹の会も賛成である。
【北島委員】　立憲民主党も賛成である。
【中村委員長】　本件について、事務局に説明を求める。
【議事係長】　文案は、原案のとおりとし、全会一致なので提出者は、各会派で持ち回りとなる。今回の持ち回りの順番から、提出者は立憲民主党、賛成者はその他の会派でお願いしたい。
【中村委員長】　説明のとおりでよいか。

全　員　了　承

【中村委員長】　それではそのように決定する。

２　一括討論、一括採決の取扱いについて
【中村委員長】　事務局に説明を求める。
【議事係長】　１２月１３日（水）の本委員会において、１２月２１日（木）の本会議最終日で、陳情第５－２２号、「国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書」と、陳情第５－２３号、「神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書」、以上２件について、一括討論、一括採決の扱いとすることについて、各会派に持ち帰っていただいたものである。本件について協議、決定をお願いする。
【中村委員長】　説明のとおり一括討論、一括採決とすることでよいか。

全　員　了　承

【中村委員長】　それでは、そのように決定する。詳細について事務局に説明を求める。
【議事係長】　本会議最終日の流れについて説明する。陳情第５－２２号の日程の場面において、次の日程の陳情第５－２３号と、一括討論、一括採決とすることについて、議長から諮られることになる。そこで異議なしの場合に、一括討論、一括採決となる。仮に異議ありの場合は、一件ごとの討論、採決となるので、あらかじめ御承知おきいただくとともに、所属会派の議員への周知をお願いする。
【中村委員長】　説明のとおりでよいか。

全　員　了　承

【中村委員長】　それでは、そのようにお願いする。

３　議員派遣について（資料２）
【中村委員長】　事務局に説明を求める。
【議事係長】　資料２を御覧いただきたい。県央八市議会議長連絡協議会議員合同研修会が令和６年１月２４日（水）に海老名市で開催予定である。出席報告のあった２４名の議員の派遣について、地方自治法第１００条第１３項及び大和市議会会議規則第１６５条の規定に基づき、即決にて議決をお願いするものである。
【中村委員長】　説明のとおりでよいか。

全　員　了　承

【中村委員長】　それでは、そのようにお願いする。

４　令和６年第１回定例会の会期日程（案）について（資料３）
【中村委員長】　事務局に説明を求める。

【事務局長】　資料３を御覧いただきたい。令和６年第１回定例会は、２月２６日（月）から３月２２日（金）までの２６日間の会期を予定している。２月２６日（月）が本会議、２月２８日（水）から３月４日（月）までが、記載の４常任委員会の開催を予定している。３月５日（火）は、基地対策特別委員会の開催を予定している。３月６日（水）は、委員会の予備日である。

総務常任委員会開催日である３月４日（月）の正午が一般質問の通告締切りである。３月１４日（木）、１５日（金）、１８日（月）が本会議で一般質問、
２２日（金）が本会議で最終日となっている。また、３月１３日（水）及び２１日（木）に本委員会の開催を予定している。

【中村委員長】　説明のとおりでどうか。

全　員　了　承

【中村委員長】　それでは、そのようにお願いする。

５　委員外議員について（資料４－１、４－２、４－３）

【中村委員長】　本件は、前回の本委員会で各会派に持ち帰っていいただいており、会派内で意見をまとめてきていただいていると思うので、順番に聞いていきたい。

【青木委員】　自民党・新政クラブとしては、前回の本委員会で述べたとおり、基本的には、委員外議員の発言はよろしくないと思っている。皆さんの意見を聞き、ある程度譲歩をして、まとまればよいと思っている。そこで、前回の本委員会で公明党が述べた意見について、もう少し詳しく聞きたい。

【金原委員】　公明党としては、回数制限として１委員会の中で、委員外議員の発言は３回までとするのがよいと思っている。その委員会の全てに関して、一人３回までということである。

【町田（零）委員】　まとめていただいた県内他市の委員外議員に関する運用を見ると、委員外議員の発言を認めていくことは必要であると考えている。ただ、さきの９月議会において一部の委員外議員の発言が、現在の運用上、極力簡潔にとされているにもかかわらず、内容も回数も常識の範囲を大きく逸脱していることは否めない。非常に長かったり、回数が多すぎたり常識の範疇を超えている。一方で、そういった状況でも、毎回委員外議員が発言をしようとするときに、委員会が許可していることから、直ちにその委員外議員が違反とも言えないとは思う。

以上のことから、委員外議員の発言については、極力簡潔にというのが何を意味しているのかについて確認を取る必要があると思う。発言の内容や、時間、回数なのかもしれないが、極力簡潔にという文言が曖昧なまま、今後の委員外議員の発言を認めないことや、回数制限を決めるより、極力簡潔にという文言の意味について、合意形成を図ることが必要ではないかという意見である。

【堀口委員】　日本共産党も基本的には前回と同じ意見だが、今、町田（零）委員の発言を聞いていて、直ちに委員外議員の発言をなくす、制限をかけるより、簡潔という主観に基づく文言の定義がどういうことなのかを整理する必要があると思う。簡潔すぎて理事者側に意図が伝わらず、再度やり取りする必要が起こったりすると思う。

委員外議員の運用について、他の自治体がどういった運用をしているのか気になるので、そういった調査もしながら、活発に皆さんが意見を言える、開かれている議会というところを担保していきたいと思う。

【布瀬委員】　神奈川ネットワーク運動は、今までと同じがよいと思っている。ただ、９月議会の委

員会のように、委員外議員の発言が非常に多いという指摘があることも承知している。まずは自由クラブや日本共産党が述べたように、簡潔にという文言の意味合いを再確認することが必要だと思う。ただ、それが回数や時間という定義になると、そういったことの管理が必要になることは大変ではないかと思うので、検討しながら進めていかなければいけないと思う。また、現在２人会派が多いため、全ての委員会に議員が所属していない会派もある。他市の事例を見てみると、その委員会に議員が所属している会派の他の議員は傍聴委員とし、その委員会に議員が所属していない会派の他の議員は委員外議員として出席できる、そして発言権があるというようなやり方をしているように感じた。そういう分け方も選択肢の一つとしてよいのではないかと思う。

【石田委員】　虹の会としては、何をもって簡潔であるのかということが、委員外議員が発言をしている中でも、委員長が判断に困る原因であったことは目の当たりにしているので、もう少し詰めていく必要があると思う。今回事務局が取りまとめたアンケートの結果を見ても、委員外議員の発言を認めている議会が多いので、それらの議会が、どのような形で委員外議員の発言を認めているかは、情報量を増やして判断をしていく必要があると思う。もちろん簡潔に発言をすることは大前提だが、委員外議員が発言し、多様な意見が出ることを担保することは、市民にも利益と思うので、その部分に関してはバランスの取れた判断が必要と思う。今すぐ発言を禁止したり、規制をかけたりする段階ではないと思う。

【北島委員】　立憲民主党としては、前回の委員会で述べたとおり、簡潔にとしているが、その定義が明確になっていないことが問題だと思う。委員外議員の発言は自由に質疑してよいと思う。委員外議員でも意見はしっかりと述べるべきではある。ただ、前回、時間制限について、委員のために職員は集まっているので、委員外議員の質疑で大きく時間を割くとなると、問題ではないかと思ったため、制限時間を決めたほうがよいのではないかと述べた。ただ、活発な意見のやり取りがあったほうが、しっかりとした意見交換などができるので、委員外議員も委員も、発言はしっかりしてもらいたいと思う。ただ、簡潔にという部分で、何をもって簡潔であるのかという点の合意形成をしっかりとすべきだと思う。

【山田副委員長】　確認であるが、委員外議員の発言に関する申合せでの文言は簡潔にだけだったか。その申合せに関する話合いをしたときの議事録はあるのか。

【議事係長】　この申合せは、平成２３年６月２２日の本委員会での決定であり、「同じ会派に委員がいる場合は、その委員に全権委任をした形で会派の意見を発言してもらい、委員外議員の発言は極力行わない。委員がいない委員会でも極力簡潔に発言をする。」である。当時の会議録は、今手元にはない。

【事務局長】　この申合せが話し合われたとき、本委員会で何が求められていたかについて補足をしたい。２０１１年３月１１日の東日本大震災の後、電力不足が問題で委員会の開催時間についても、夜間の開催が、電力不足の状況や職員の時間外労働が伴うことを鑑みて、改善が必要であるとされた背景があり、話合いがなされたものと記憶している。

【井上委員】　まず前提として、本市議会が委員会制度を採用している以上、委員外議員も発言できるとはいっても、委員以上に質疑をすることは制度の趣旨を逸脱していると思う。確かに活発な議論は大事だが、委員外議員の発言が多すぎて、委員会の開催時間が夜の８時や９時になれば当然その分の経費がかかる。会議を進行する上で、タイムスケジュールを確認しながら行っているので、委員外議員の発言についてはしっかりと確認をしていかないと、どんどん広がっていってしまう。討論も、なるべく簡潔にと言っているが、期間がたつと長くなっていく傾向にもある。もう一度しっかり考え

ていくべきだと思う。
【布瀬委員】　委員外議員の発言があまりにも多く、進行上問題がある場合、委員会の中で委員長と委員が許可しなければ委員外議員は発言できないのだから、今の運用でも問題なく進行していけると私は思う。
【中村委員長】　今、布瀬委員は大変重要なことを述べた。先ほど北島委員は委員でも委員外議員でも自由に発言すべきと述べたが、委員外議員は自由に発言はできない。委員会は原則、委員が発言する場所であって、委員外議員が発言をしたいときは挙手をして、委員会が許可したときに発言できるものである。これは大変重要なことであるので、お間違えのないように理解をお願いしたい。委員会が認めた場合は、委員外議員でも発言できるが、その際現在の申合せでは、極力簡潔にとなっている。ただその簡潔にという文言は非常に主観的なもので基準としては曖昧ではないのかということで皆さんおおよそ一致した。ただ、今回自民党・新政クラブは、委員外議員の発言を否定しているが、他会派の考えも考慮して、何らかの制限をつけた上で、一定の範囲での発言を認めていくという運用を認めないわけではないという発言であった。
　本日はまとまらないと思うので、次回３月定例会１週間前、２月１９日の本委員会で再度協議をして、決定したいと思う。
【石田委員】　今、委員長から、次は決めたいという言葉があった。簡潔にという文言の定義を詰めていく作業に対して前向きな姿勢を示しながらも、もう少し情報収集が必要だと言っている会派がある状態で、次は決めると言うことはどうなのか。もう少しいろいろな会派の意見を酌んだ上で進行していただきたい。
【中村委員長】　次といっても来週の話ではない。来年の２月である。この件に関してはこれまで随分議論をし続けてきているので、それまでの間にしっかり皆さん考えて、２月の本委員会で合意できるようにしてほしい。ただ単純に、委員外議員が発言したいから発言させてほしいと言うのではなく、この会議の在り方について考えなければならない。本会議で議案を委員会付託することについて、異議なしとしているのに、自分の所属委員会以外に委員外議員として出席して発言させてほしいと言っている。それを単純に、発言したいから許可するというわけではなく、委員会に付託されている議案に対して、委員外議員の発言をどのようなルールで許可するのかを決めないといけない。その議論をエンドレスに行うわけにはいかないので、次は決めたいと思う。
【石田委員】　公的な場で、どのような話をしたのか経過をつくっていく必要があると思う。前回の本委員会での議論を踏まえて、少しずつ譲歩したり、議論は進んでいると思う。少しずつでも前に進んでいるうちは、次は決めるということではなくて、議論を続けていただきたいと思う。
【中村委員長】　次の２月１９日までに意見をまとめてきていただいて、次は決めるつもりで行いたいということである。
【金原委員】　このような委員外議員の問題が他の市議会ではそれほど問題になっていないということは、本市以外では各議員が節度を持って、委員会制度の意味合いを理解しているからだと思う。この簡潔にという言葉はすごく曖昧で、自分が委員長のときに、仮に委員外議員の発言は３回までなら自分のイメージの中ではよいだろうと思い、一方で４回目は簡潔ではないので認めないということも、できてしまうということである。委員会は大体委員六、七名であるが、もしこれが、委員外議員の発言も完全に認めると、毎回委員会のときには十、十一名の委員がいる中で、委員会を進めなければいけないという感覚になる。結局、どこで簡潔かどうかを判断するのかはすごく曖昧で難しい。
　簡潔という言葉の定義が曖昧な中で、次の３月議会の予算審査を迎えるに当たっても、この言葉の

定義が決まらなかった場合に、文教市民経済常任委員会の中で、委員外議員が３回発言したら、４回目の発言は逸脱しているから発言を認めないということにもなりかねない。簡潔という言葉の意味について、回数に関してなのか質問の内容に関してなのかという部分が曖昧である。本来は各議員が節度を持っていないといけないが、結局今までは、それが逸脱して積み重なってこういう形になっているので、それをどうするかという段階に来ている。何かしらの制限をつくっていかないと、委員長の立場としては委員会運営が難しい。簡潔という言葉しかないので、制限してはいけないという気持ちもあるし、特に予算審査などの場合にとても不安である。

【中村委員長】　２月１９日までに皆さんに考えてきてもらいたいのは、簡潔とはどういうことなのか、回数なのか時間なのか、回数であれば何回までなのか、時間であれば何分までなのか、具体的に簡潔という言葉の基準はどうするべきなのかということを踏まえて考えなければならない。

今日の話を聞くと、自民党・新政クラブは基本的には委員外議員の発言は駄目だが、譲歩の余地もあるということであるから、何らかの形で、明確に、簡潔にという言葉の意味が分かる形でルールができれば、合意できるのではないかと思うので、次回は、簡潔だったら何回までなのか、あるいは時間制にするのかなどの具体的な例を議論したい。それ以外のことでは、なかなか簡潔を定義することは難しいのではないか。客観的に判断しようとすれば、時間か回数しかない。それ以外の基準では主観的で人によって基準が異なる。それをどの辺であれば皆さんが納得できるのか、考えを持ち寄って、合意ができれば、２月１９日に結論が出るのではないかと思う。皆さんが納得できる落としどころを見つけていきたいと思うのでよろしくお願いしたい。

６　議員以外の会派控室への立入り等について

【中村委員長】　事務局に説明を求める。

【事務局次長】　本件は、前回１２月１３日の本委員会において、井上委員から、１２月４日に開催された総務常任委員会の請願審査を傍聴された方の件に関し、所属議員の身の危険を感じたとのことで、問題提起があり、協議の結果、３点について、各会派に持ち帰り、再度協議いただくこととなったものである。１点目は、言論の自由の確保について、各会派の意思統一を図ること。２点目は、防犯カメラ設置の市側への申入れに関すること。３点目は、議員以外の会派控室への立入りにおけるルールづくりと議員の責任について。以上３点について、本日、再度協議をお願いするものである。

【中村委員長】　内容は事務局から説明したとおりであるが、前回の本委員会の後、当該傍聴者の方から私に話があるということで、お会いして話をさせていただいた。その方から、危害を加えようというつもりでもなかったし、本当にどこまで入っていいのか分からず、自民党・新政クラブの会派控室をノックして入ることが禁じられていることについてそもそもよく分からなかった、という話が私にあった。その話合いは非常に穏やかなものであった。そこで、この話の内容は、本日の本委員会の冒頭でお伝えすると私が申し上げると、お願いしたいとのことであったため、この場で報告する。それでは本件は各会派に持ち帰っていただいており会派内で意見をまとめてきていただいていると思うので、順番に聞いていきたいと思う。

【北島委員】　立憲民主党としては、言論の自由は守られるべきである。圧力やプレッシャーがかかり、議員の言論の自由が失われてしまうことは防ぐべきであるので、会派控室への立入り制限は必要だと思う。２点目の防犯カメラの設置の市側への申入れについては、行うべきだと思う。３点目の議員以外の会派控室への立入りについては、しっかりと事務局に声をかけていただくために、貼り紙の色を変えたりするなど、より分かりやすくする必要があると思う。控室に来る方は、議員の知り合い

である場合が多いと思う。なかなか議員を知らない人が来ることは少ないと思うので、来る場合には事前に議員へ連絡があると思う。そのときに、議員から会派控室への立入りについて、事務局へ声をかけていただくように説明をすることはもちろん大事なことだと思う。ただ、会派控室へ立ち入る際は事務局まで声をかけくださいという旨の貼り紙をエレベーターや階段など必ず通るところに掲示することも大事だと思う。

【石田委員】　虹の会としては、議員の言論の自由に関して、すごく難しい定義だと思った。様々な批判をされることも議員の仕事の一部だと思う。批判の内容が、威圧的である、過度に暴力的な言葉がある、などと大ざっぱな言葉でまとめてはならない。庁内に掲示されているが、こういうことをやらないでくださいという中にも、暴力的な動きとか言動というものは記載があるので、それがどういうものなのか、ただ批判されたから威圧されたと受け取って萎縮したという話だと、話は変わってくると思う。しっかりと線引きをしなければ、何か議員に言うと、いけないことをした人間だと扱われると、市民側の言論の自由が萎縮しかねないので、そのバランスを保った考えを出していく必要があると思う。防犯カメラの設置については、当然何かあったときにしっかりと記録が取れるので、カメラがあるだけでもセキュリティー効果はあり設置に関してはやぶさかではないと思っている。ぜひ市に提案していただきたいと思う。控室に関しては、前回の本委員会でも述べたが、今回の傍聴者の方は、私から声かけしていないので、傍聴した市民から質問を受け、控室へ連れて行ったときにもその中にその方はいなかった。市民を控室に連れて行ったのには理由があり、そのとき議題に上がった請願がとどめの動議で議論が打ち切られてしまったので、その理由について質問を受け、丁寧に時間をかけて説明させていただいた。したがって、今回の傍聴者の方を私が控室に連れて行こうとしたわけではないのだから、今回の件を考慮して何か新たな規制を設けるということは行き違いがあると思う。

【布瀬委員】　神奈川ネットワーク運動としては、言論の自由についてはもちろん守られるべきだと思う。二つ目の防犯カメラの設置については、早急に取り組むべきではないと考えている。その前にルールづくりをしっかりと行い、それでもなお必要であれば設置すればよいと考える。三つ目のルールについて、今までどおりのルールでよいと思っていたが、石田委員から、今回どのような経緯で問題とされているような状況になったのか流れを聞いて、市民を連れて控室へ行ったとのことだったが、自分が連れて行った市民ではなかったと述べていた。そうであれば、事務局に記名板を設置してもらい、議員の名前と何人控室に入るかを記載して入室してもらう。そして、出るときにも事務局がチェックすることが必要だと思った。議員が控室に誰を入室させるのかを、しっかりと明らかにすることも必要ではないか。議員が控室にいないのに市民を通すことは絶対あってはならないと考えているので、もしも議員がいない場合は、事務局前の椅子でお待ちいただくなどして、議員が控室不在時には、市民を控室へ案内することは禁止したほうがよいと思っている。そういったルールをつくった上で、それでもなお問題が起こった場合に、防犯カメラ設置などへ進むべきではないかと思う。

【堀口委員】　日本共産党としては、まず言論の自由について、議員の発言というのは守られるべきだと考えている。議員の発言に対して、市民の皆さんから様々な意見もいただくし批判を受けることもあるが、それは発言した人がきちんとその方に説明をしていく納得してもらうように話をすることが必要だと思う。ただし、圧力をかけられた場合に関しては、適切に処置する必要があると思う。防犯カメラのことであるが、反対ではないが性急であると思う。防犯カメラを誰が見られるのか、例えば、議長が逐一、誰がどこの議員の控室に案内されたというところもチェックできてしまうとなると、市民には、議員の控室への敷居がさらに高くなってしまうと思う。日本共産党の控室には、知っている方も時々来られるし、生活相談等で、機密性を保たなくてはならず、どうしてもほかに場所がない

ときは、控室にお越しいただいて相談を受ける場合もあるので、そういったことも加味しながら、防犯カメラについては、もう少し慎重に対応していったほうがよいのではないかと思う。

現状の控室入室のルールについて、事務局を通さなければ控室に入れないということは大原則としてあると思う。この原則をしっかりと守っていただけるようにすることが第一であると思う。新たな規制をすることは、もう少し様子を見て、先ほど北島委員も述べていたが、もう少し市民が分かりやすい表示を掲示するとか、議員側も責任を持って、控室に市民を入室させた場合は、市民が帰るときにも事務局に連絡をするなどしておいたほうがよいと思う。そういった工夫はできるのではないか。

【町田（零）委員】　自由クラブとしては、１点目、言論の自由について、これは本当に保障されるべきだと思う。保障されるということには当然異論ないと思うが、その保障されるという意味合いの中には、本委員会のように誠実に議論に集中できる環境を整えた上で、言論をするということが保障されるべきであって、傍聴席から不規則な発言が飛び出すということはとんでもないことであると思う。

したがって、運用面では今回のように傍聴席で指示に従わない人がいた場合、早急に退出させるべきだった。事務局に委員長が直ちに指示をして、退出させることが大事だと思う。ルールを守らない行為は、市民であっても議員であっても論外である。２点目の防犯カメラ設置に関しては、井上委員が述べたとおりで、何かが起きてからでは遅いので、直ちに設置すべきだと思う。もし何かあったときに、なぜ防犯カメラを設置していなかったのかという話になるので、つけられるのであれば設置したほうがよい。費用がかかるので、話し合う必要があるが、設置したほうがよいと思う。次に、市民が控室に入る際の対応であるが、現実的に考えられるのは、布瀬委員が述べたように、入室カードを書くとか身元が分かるようにした上で入室してもらうしか今のところは手段がないと思う。氏名や住所、どこの会派控室に入室したいのか等を書いた上で入室してもらわないと、何かを起こしたときに誰なのかが確認できないので、そのような対応をしたり、各会派控室のドアの前に入室カードを書かなければ入室できませんと明示したりといった対応が必要であると思う。ただ、防犯カメラをつけるにしても、入室カードに関する話をしたとしても、前提にあるのは、その傍聴人を呼び込んでいる議員に一義的な責任がある。石田委員には申し訳ないが、本件について石田委員に責任がないとは言えないと思う。石田委員がＳＮＳに集まってください、傍聴人が集まることによって、相手方に圧力、プレッシャーをかけることができますとまで明記をして、傍聴を呼びかけている中で来られた１人なので、もはや石田委員と面識があるかどうかは関係ない。石田委員が呼びかけたことに対して集まったのであるから、問題を起こしたのが面識のない人だからといって石田委員の責任が免れるわけではない。議員として責任を持って、来てくれてありがとうございますと一言声をかけて、何かありますかと、知らない人であればなおのこと積極的に声をかけることが必要と思う。結果として、他会派の議員に怖い思いをさせたなら、やはり責任は免れないと思う。したがって、石田委員が私は関係ないと言うのは違うと思う。最後に、今議論している３つの項目全てに関わるが、大原則として、控室の位置づけはあくまでも控室であり、そもそも議員の控室に市民が来てそこで話合いをしてよいのかという根本的な問題がある。陳情であれ、打合せであれ、今の委員会の結論の説明であれ、本来なら応接室で対応すべきである。ただ、本市議会の応接室は１室しかなく難しいため控室で運用しているが、控室の役割は執務室ではないので、人が来ることを想定しているものではないということを考えると、控室に入るために入室カードを書かせて、それを事務局に管理させてよいのかという問題がある。ここで、控室の在り方について検討することも併せて必要ではないかと思う。

【金原委員】　このような問題が今までなかったにもかかわらず、起きてしまったことが一番問題だ

と思う。結局その責任を取るべき議員が、その問題を招く原因をつくってしまったことは前提になると思う。１点目の言論の自由に関しては、当然であるが、それを抑圧するような、公序良俗に反することが起きてしまわないように、セキュリティー的なことを考えなければいけないと思う。２点目、先ほど町田（零）委員が述べたように、ある程度の抑止力的な取組は、あってもよいのではと感じる。控室に関しては、来客があったときに、基本的には応接室を使って相談を受けたり、いろいろな対応をしたりしている。先ほど町田（零）委員が述べたように、控室はあくまで控室であるので、公明党は基本的には控室で長い相談を受けることはない。今回の問題も、議員が発信するからそこに人が集まってくるのであって、集まってくる人たちをどう見ていくかという部分は議員の責任であり、そこでしっかりセーブしないと、これからもこういう問題が起きてしまう可能性がある。議員は責任を持って、どういう人が来るのかという部分を把握しておく必要がある。

【井上委員】　問題提起した立場から申し上げると、皆さんの認識は甘いと思う。自分のこととして考えていただきたいのは、今回議論になっている方は、過去にも不規則発言をやめずに本会議場を退場させられたこともあり、また、当会派や他会派の議員の駅前街頭演説の際にかなり揉めたことがある。原因をつくったのはどちらかというと、街頭活動や政治活動を妨害してきたのはその方である。そういった行動をされる方が、仮に、布瀬委員や堀口委員、山田副委員長が委員会で反対を表明し、なんで反対したのだ、ふざけるなというような言葉が傍聴席から聞こえてきたとする。控室に戻ったらいきなりその人が部屋に入ってくると想像していただきたい。こんな危険なことが今回行われたわけである。偶然当会派の福本議員は体も大きく、あの方と同じぐらいであったが、許されてよい範囲を超えている話だと思う。したがって、対処として何をするかを考えなければならないので、防犯カメラの設置に賛成していただいた委員には感謝申し上げるが、当然費用も時間もかかり、そういったことを考えたときに一番対処として早いのは、委員会において、請願の審査等があり、傍聴者が集まってきたときなどには、入り口の前に、そういうときだけでもよいので警備員に立ってもらうなど、そういう対処の仕方を皆さんに考えてきてほしかった。私は事が起きてからでは遅いと思う。問題とされている方は、そういうつもりでやったのではないと、この間も述べていたが、それはまるでパワハラをしている人の論理と同じである。本人はそう思ってなくても、やられた方の受け取り方としては、ものすごく恐怖を感じて、本当に発言をちゅうちょしてしまう。それぐらい、議会制民主主義にとって重要なことが起こっているので、早期に対処できるものは対処していただきたいと思っている。したがって、すぐにできる対処として、控室の前等に警備員に立ってもらうことを併せて提案する。

【中村委員長】　いろいろな意見があるので、持ち帰りということにしたいと思う。本件は議員のセキュリティー対策という大変重要な内容であり、早急に結論を出さなければならない。次の３月定例会の１週間前、２月１９日の本委員会で、この問題について結論を出せるように協議したいと思う。議員の言論の自由については、非常に重要なことであると全委員の意見が一致しているが、先ほど町田（零）委員が述べたように、その議員の言論の自由が保障されるというのは、委員会や本会議などの場において、賛成したい人は賛成できる、反対したい人は反対できる、それを傍聴人から何か圧力を受けて本当は反対したかったのに賛成するような、あるいは賛成しようと思ったのだが圧力があったので賛成しにくくなったというのは、自由な言論が妨げられていることだと思う。皆さん御存知だと思うが、傍聴人遵守事項として、議場における言論に対して拍手その他の方法で可否を表明しないこと、はち巻、腕章、たすきなどをしないことと書いてある。これは、同じようなはち巻をしていたり、同じようなたすきをしていたりすると、それが圧力に感じられる。圧力を感じた上での意思表明は、言論の自由が担保されていないからこういうことが書いてある。傍聴人はあくまでもその会議の

内容を知るために入室しているわけであり、そこに圧力をかけにくるというのは傍聴人の本来の在り方ではない。そういうことも含めて、言論の自由については考えていかなければならないと思う。２月１９日の本委員会で、具体的に３月定例会から実行できるルールづくりをしたいので、次回は具体的な意見を出していただきたい。

７　本会議における発言の取消しについて

【中村委員長】　都合により副委員長と交代する。

【山田副委員長】　委員長と交代する。

【中村委員】　先日の本委員会で堀口委員から指摘を受けた、１１月２７日、本会議初日の「報告第１２号　令和４年度大和市一般会計歳入歳出決算不認定を踏まえた措置について」の質疑において、２回目の登壇で質疑を行わず、意見のみを述べたため、現行の議会でのルールに則して、２回目の登壇での発言全ての取消しを本会議でお願いしたい。

【山田副委員長】　中村委員から、本会議初日の質疑について、２回目の登壇での発言の取消しをしたい旨の申入れがあった。詳しくは事務局に説明を求める。

【議事係長】　本件は最終日の本会議冒頭に、中村議員から取り消したい部分についての発言をし、その後、議長から異議がないか諮る流れとなる。御承知おきいただくとともに、所属会派の議員への周知をお願いする。

【山田副委員長】　説明のとおりでどうか。

【石田委員】　前回の本委員会での堀口委員からの指摘を受けての発言取消しということでよいか。

【中村委員】　そうである。

【石田委員】　質疑の後に、意見や要望とかを改めて言えること自体は、この間できていたことからも、できたほうが議会としての機能は優れているのではないかと意見したが、それをどのように捉えて今回の判断になったのか。

【中村委員】　２回目の登壇については、行政側の答弁が少し分かりにくかったので、それを要約して確認をしたつもりだった。ただ、確かに堀口委員から指摘されたように、それは意見ではないかと言われてしまえばそのとおりである。そうなると現行のルールに照らし合わせれば、意見は言えないことになっているので、発言を取消す以外ないということである。

【石田委員】　実際、ルール上駄目だとはっきりしたものではないと思っているが、そのときはなぜ許可が下りたのか。

【事務局長】　今ルール上、はっきりしたものではないと石田委員から発言があったが、会議規則第５４条、第３項「発言内容の制限」に規定がある。「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない」という規定が存在する。本来延々と発言をしているようなケースであれば、議長が気づいて、発言の禁止を命ずるという規定が同条の第２項に「議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる」という規定もあるので、規則違反を認めた段階で止めるということも可能だが、短い発言の中ではなかなかそれが規則どおりに判断できない場合もあろうかと思う。そういう場合は止めきれないこともあったのだと思う。

【石田委員】　中村委員が、行政側の答弁をまとめただけであって意見ではないと言っている意味が分かった。どのように答弁を受け止めたかというところまでであれば自分の受け止め方を述べる程度にとどまると思うが、相手に対して、このように思うとか、このようにやってほしいなどと言うと意見や要望になってくると思うので意見になると思う。この辺の議論をしっかり行うことが必要かと思

うがいかがか。
【中村委員】　少なくとも２回目の私の登壇は質疑ではなかった。登壇した際に、自分の意見をまとめて、そういうことでよろしいかともう１回聞けば再質疑だったが聞かなかった。いろいろな規則をしっかりと運用していこうということであったので、本委員会の委員長の立場として、そのルールを逸脱してしまったことについて申し訳ないと思う。ただ、謝罪だけでは、今後同じようなことがあった際に謝罪をすれば済むということになってもよくないので、今後しっかりこの議題について必要があれば議論していきたい。ただ、現行のルールでは、意見は述べてはいけないことになっており、２回目の登壇の発言は少なくとも質疑ではなかった。私は本委員会の委員長の立場もあるので、しっかりとルールを守っていかなければいけない。したがって今回の件については謝罪を申し上げるとともに、発言の取消しをお願いするものである。
【山田副委員長】　現状のルールにのっとって、今回、中村委員から発言の取消しについて希望があったので、そのようにしたいと思うがよいか。
【石田委員】　先ほど私が述べたのは、質疑だけしかいけないと言っているのではなく、意見は述べてはいけないと規則で決まっているので、意見以外の部分で取りまとめなどを、どのレベルでできるのかに関して今後議論したいと思っている。
【山田副委員長】　意見として処理させていただく。委員長と交代する。

８　その他
（１）市長の挨拶について
【中村委員長】　事務局に説明を求める。
【議事係長】　最終日の本会議の議事終了後に、市長から年末の挨拶を行いたい旨の申入れがあったので、あらかじめ御承知おき願うものである。
【中村委員長】　それでは、そのようにお願いする。

（２）その他
【中村委員長】　ほかに皆さんから、何かあるか。
【町田（零）委員】　昨日まで行われていた一般質問の中で、最後の質問で、再質問をした場合、その再質問に対して再び登壇して意見要望を述べることが再々質問に当たるということで、石田委員の発言が止められたということがあった。過去の事例や運用を確認したところ、最後の再質問に対して意見要望を再度登壇して述べることは以前は行われていたが、平成２７年に本委員会で、再々質問については認めないということが申合せで決まった。それ以降、最後の質問で再質問を行った際の意見要望を述べることが行われていないかと調べたが、実際には平成２８年に石田委員が一度、令和４年に山本議員が一度、同様の運用で認められていたということが分かった。認められていたので行っていたと思うが、今回急に認められなくなってしまい、石田委員が用意していた意見要望を述べられないまま終わってしまった。これは、議長がそうしようと思ってしたというより、事務局からルールについてメモが差し入れられて、議長が止めたのを私は見ていたので、事務局の運用にぶれが生じていたと思う。事務局の運用は事務局の責任というよりは議会全体の責任なので、我々の問題である。本委員会では、最後に意見要望のため登壇することが再々質問に当たるかどうかの判断は、留保されて運用されてきたが、ここに関して議論をして決めておく必要があるだろうと思い問題提起した。決めておく必要があると思うのには２点理由があり、１点目は、最後の再質問に対して意見要望を言うこ

とが再々質問に当たるのかをはっきりさせなければならなくなったということ。もう１点は、今回発言の機会が止められてしまった石田委員の発言をどう取り扱うかということである。西田議員も最後の項目で再質問をしたが、意見要望のための登壇はせず一般質問を終結している。もちろんルールを分かった上で西田議員はそのようにしたのかもしれない。しかし、それはこちらから見ていて分からなかったので、もし西田議員が石田委員の状況を見ていてできなかったとすれば、同様に発言の機会を保障してあげる必要があろうと思う。以上の理由から問題提起をしたいと思う。

【中村委員長】　ただいま町田（零）委員からの問題提起があったが、事務局から何かあるか。

【事務局次長】　今、町田（零）委員から御指摘いただき、まずお詫びを申し上げる。御指摘のあった平成２８年と令和４年については、最後の再質問の後に議員からの発言が確かにあった。これについては時の議長が許可したということではなく、事務局が、本来今回のように止めなければいけなかったのだが、見落としてしまった。過去２回見落としていたということについて気づいておらず、正確に今まで行っていると思っていたので、今回会議規則どおり止めていただくよう進言した。その後、過去にも最後の再質問の後に意見や要望を述べることはあったのではないかということで今御指摘を賜ったということである。平成２８年と令和４年に見落としていたという御指摘に対して、お詫び申し上げるとともに今後は今回のように規則どおり、３回目の登壇があった場合は、過去２回見落としたときのように見過ごさないよう、議長の補助ができるよう努めてまいりたい。

【事務局長】　私からも同じようにお詫びをさせていただきたい。本委員会の決定に従えば、今回のように、回数ではっきり規定されているので、お止めする運用をしなければいけなかった。規定が決まった後に２回、最後の一般質問のあとに意見要望を述べることを許しているという事例について御指摘いただいた。このようなことは、適用に範囲があるのではないかという誤解を皆様に招くような結果にもつながるものと思う。的確な議長の補佐が当時できなかったことについて、お詫びを申し上げたいと思う。

【中村委員長】　そもそもの会議規則はどのようになっているのか。

【事務局次長】　第６３条に準用規程があり、「質問については、第５５条（質疑の回数）及び第５９条（質疑又は討論の終結）の規定を準用する。」となっており、質問については質疑の規定に飛び、第５５条で「質疑は、同一議員につき、同一議題について２回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。」という規則になっている。

【中村委員長】　つまり、２回までしか質問できないということであるが、これまでは、質問は２回までだが、先ほど見逃してしまったことがあると話があった。しかし今回は、規則どおり３回目は許されなかった形で運用された。例えば、今回石田委員と西田議員の場合は、最後の質問だったので、再質問した後の意見が言えなかったが、これがもし１番目の質問や２番目の質問だとしたら、次の質問の前に登壇してきて先ほどの質問についての意見要望を言うことができたわけである。現在のルール上はこのようになっており、平成２８年と令和４年については事務局のミスであったということで謝罪があった。今回については、ルールどおり運用をし、今後どうするかについて本委員会で協議をして、３回目の登壇でも質問でなければ認めるのか、それとも現行のルールどおり２回までの登壇とするのかを決めないといけない。この話が町田（零）委員から提起されたので、ここで結論というわけにはいかないが、持ち帰っていただき、今後どうしたらよいか協議いただいて、また本委員会で決めていきたいと思う。そのようにしたいと思うがよいか。

【石田委員】　再々質問はできないということが明記されているので、それを守らなければいけないのは当然だと思うが、□□□□□□□□□□□□□□、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□。

□□□□□□□□□□、□□□□□□□□□□□□□□□□、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□。私は、あのときに質問する予定はなく、通告もしていなかったので、意見要望を述べていく予定だったが、それが止められたことに対して、大きな疑問を持っている。申合せがあり、これまでが間違っていたというが、それは質問のことに関しては申合せをしているが、意見要望に関しては、申合せはないわけである。それを一方的に止められ、残っていた７分間に意見要望が述べられなくなったことは大きい損失である。そのことに対して、事務局からすみませんでしたと言われるだけで終わらせられると、謝れば何でもできるのかと感じるので、今回起こしたことに対し、一定の補償をしてもらいたい。

【井上委員】　先ほど、当会派の西田議員の話があったが、同議員は再質問をするに当たって現行のルールを調べていた。石田委員の状況を見たから登壇しなかったわけではなく、現行のルールに沿って登壇しなかったということを、誤解のないように伝えておく。

【石田委員】　前定例会で、陳情がいくつか同じものが続き、私がその際、町田（浩）議員が討論されたことも含めて討論を述べたところ、その討論には納得いかないということで、その後に緊急的に町田（浩）議員が登壇して発言することが許された事例があった。□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□。□□、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、□□□□□□□□□、□□□□□□□□□□□、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□。□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

午前１１時４４分　再開

【中村委員長】　それでは、先ほどに続き、石田委員から求められている、今回の石田委員の一般質問で、最後に述べることができなかった意見要望の部分について、定例会最終日の本会議で発言することを許可するかどうかについて、委員の皆さんの意見をお聞きしたい。

【金原委員】　町田（零）委員も述べたように本委員会での全会一致が前提だと思うが、自民党・新政クラブの場合は、西田議員がしっかりと規則を調べた上で一般質問行った。また、議長の判断を重んじる必要もあると思うので公明党としては認めないという意見である。

【井上委員】　自民党・新政クラブでもいろいろな意見が出たがまとまりきらなかった。したがって、議長判断を尊重したい。

【堀口委員】　先ほども述べたが、議員が発言を最大限述べられることが必要だと思う。今回、規則上はとても曖昧で、解釈によっては議長が認めればできるということもあり、過去２回、３回目の登壇を認めている件についても、議長が認めているわけである。規則については今後検討するにしても、今回、石田委員が準備をしていた意見要望が述べられなかったことに関しては、その議員が誰であろうとそういった発言は適切に認められるべきだと思う。日本共産党としては認めたいと思う。

【布瀬委員】　神奈川ネットワーク運動としても、今回の件については認めるべきだと思う。今回はという理由は、今まで、実績として認められたこともあったため、規則を確認すると、質問は２回までということと、議長が認めればできるということが含まれている。質問は２回までで再々質問はできないということは私たち議員もしっかりと認識していたが、その後の意見要望もできないとは、令和４年のようにできたこともあったため、できると解釈している議員もいた。また、議長が認めれば発言は許可されるということでもあるので、今回石田委員も、意見要望を述べるためには３回目の登壇ができるつもりで再質問したということであったので、今回に限っては改めて議場で発言することを認めるべきだと思う。そして今後はそういった部分についても規則を明確にしていくべきであると思う。今回はその部分が曖昧だったこともあるので、認めるべきだと思う。

【北島委員】　平成２７年の本委員会で、再々質問は認めないということになったとのことだが、その前は、再々質問は認められていたのか。

【中村委員長】　認められていた。

【北島委員】　そうであれば、過去事務局も２回間違えて最後の再質問において、３回目の登壇を許してしまったと本日謝罪があったわけであるが、石田委員も同じように、期数も長いので、流れの中で認められているものだと勘違いしてしまっていてもおかしくはないと思う。したがって、立憲民主党としては発言は許可されてよいと思う。

【町田（零）委員】　自由クラブとしては、先ほど述べたとおり、発言は許可したほうがよいと思う。

【中村委員長】　皆さんの意見をまとめると、公明党は許可しない。自民党・新政クラブは会派内で意見が分かれているので、議長の判断を尊重する。日本共産党、神奈川ネットワーク運動、立憲民主党、自由クラブは許可する結果になった。

【石田委員】　この問題に関して、再々質問はできないことが規則で決まったが、意見要望に関しては申し合わせされてないという状況である。また、大和市議会の手引や会議規則の中でも、質問を制限しているのであって意見要望を制限しているわけではない。先ほど事務局長からも説明があり、事務局としては質問として整理するしかないという話があった。□□□、□□□□□□□□□□□□□□□□□、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□。□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□。□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□。議事録上はつながらなくなるので分かりにくくなるが、もう一度改めて本会議の場で意見要望を述べさせてもらえればよいと譲歩したが、それに関しても、自民党・新政クラブは意見がまとまらず、公明党は認めないと言っている。ではなぜ前回の定例会で、町田（浩）議員の場合は緊急的に討論が許可されたのか。私が今述べている主張は感情的なものではない。意見要望に関しては、明確な申合せも明記されている規則もなくこれまで行われてきている。□□□□□□、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

３日間行ったわけだが、当然私のスケジュールの中には、午前中４人の議員が質問を終えれば、後半で４人の議員の質問になると、ちょうど終わる時間が定刻前に終わるので、職員の就労の関係上もよいと思った。これが仮に正午を回ったときに３人の議員の質問で終えて、後半５人の議員の質問になった場合は、おそらく午後５時を回って午後６時近くになるわけである。スムーズな運営ができる方法としては、申合せで午前中の一般質問は１１時５０分までとなっているが、そこは数分超えても、議長の裁量で４人の議員の質問を午前中に行うことができる。登壇は２回までという話は、守らなければいけない。最後に述べる意見要望を用意しておいたとしても、その規則にのっとり自分で計算をした上で、石田委員は準備するべきだったと思う。

【石田委員】　事務局に確認する。規則上、登壇２回と書いてあるのか、質問２回と書いてあるのか。

【事務局長】　同じ質問については、許可は２回限りとするとなっている。発言は、本市議会の場合、登壇しなければマイクがないので、発言と登壇は同一で２回という意味になる。

【石田委員】　同一とは勝手な事務局長の解釈である。議長に申したいが、記載には質問２回とある。

【中村委員長】　質問２回ではない、許可が２回までである。

【石田委員】　□□□□□□□□□□□□□□□□□。□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□。□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

きたい。
【町田（零）委員】　石田委員が感情的になるのは、同じ立場だったらそうとも思うが、議長は自民党・新政クラブの議員だからとかそうでないからなどということは一言も言っていないし、議長の言っていることは至極真っ当だと思う。その上で確認しておきたいのは、どんな形であれ、規則上にない発言を議長が許可するためには、本委員会で全会一致する必要があろうということである。それを確認した上で、２点提案させていただきたい。１点目は、本委員会を午後１時から再開すること。ただ、議論はこれ以上は平行線になると思うので、午後１時１０分までの間に決するか、もしくはこのあと予定されている厚生常任委員会と総務常任委員会の後にもう一度本委員会を再開するか、そのどちらかしかないと思う。それともこの場で決するか。
【中村委員長】　暫時休憩とする。
※この後、いつから再開するかの議論が行われ、厚生常任委員会、総務常任委員会を先に開会し、終了後に本委員会を開催することとなった。

午後１２時０３分　休憩
午後　２時２８分　再開

【中村委員長】　引き続き、石田委員から、発言の機会を与えてほしいという希望について、途中まで協議をしたがどうか。
【山田副委員長】　公明党としては、質問と意見というのがきちんと整理されており、質問という言葉の中に、提案や意見が普通に含まれて、それを発言とみなすというのが規則と思っていたが、先ほど、事務局に質問したところ、それに対して、明記されている条文まではないとの答弁だった。それから、この間、間違いであったとはいえ、これまで３回目の登壇をして意見要望を述べる運用がされた中で、石田委員が一般質問において準備してきたということであるので、今回は本会で改めて登壇することを認めることでよいと思う。ただ、西田議員は規則を調べた上で、意見要望を述べなかったわけであるから、そういった部分では不公平感があると思うが、公明党としては認めてよいと思う。
【中村委員長】　今の公明党の意見で皆さんよろしいか。
【石田委員】　許可を得てからにしようかと思ったが、もし今、公明党が述べた形でまとまるのであれば、先ほどこの件に関しての私の発言は、全面的に議事録から削除してもらいたい。その件も合わせて議論いただきたい。
【中村委員長】　今、石田委員が述べられた件というのは、休憩前の会議の中で、石田委員が、もしこの件が認められなかった場合は、それは議長が決めたのだから議長を批判する、というようなことを述べたあたりのことか。
【石田委員】　議長に対するものも含めて、また、金原委員や山田副委員長に対しても、いろいろな発言をした。また、この件に関わる発言を様々にしたが、どこを消す、消さないという話をすると、またいろいろと議論が起きると思うので、私の発言は、この件に関わるものは全て、本日の本委員会の発言に関しては一律削除と皆さんに認めていただけるのであれば考えていただきたい。
【中村委員長】　それでは今の件については、まだ会議録が完成していないので、会議録が完成した際に、今、石田委員が述べた範囲を判断し、委員長の責任で取り消させていただくということでよいか。

全　員　了　承

【中村委員長】　それではそのようにお願いする。
【井上委員】　自民党・新政クラブでは元々意見が割れていたが、これで本委員会での合意が取れるのであれば、皆さんの歩調に合わせたいと思う。
【町田（零）委員】　意見がまとまりそうなので整理をさせていただくと、まず１点、これまでの話の中で石田委員が持ち時間が７分残っていると延べているが、事務局に確認させたところ５分程度であったので、発言の内容は５分以内にすることが１点。もう１点は、今回のケースは前定例会での町田（浩）議員が改めて議場で発言したこととは、システムが違う状態の中で、特別に議長が今回の事情に鑑みて許可するものであるということをここで再度確認しておきたいということである。議長の特段の配慮の中で発言をするということであり石田委員の話が正しかったとか、反対していた会派の話が正しかったからとかということではなく、議長が特別に許可をしたので発言できるということを皆さん御承知おきいただきたい。３点目は、仮に西田議員がこの状況を受け、当初予定はしていなかったが、持ち時間の範囲内で何か意見要望を付して発言したいというときには、それも議長の判断にはなるが、認めてあげていただきたいということの３点である。
【井上委員】　西田議員からは、もともと登壇しない想定で自分の中で組み立てているので希望はないとのことであった。
【中村委員長】　それでは、西田議員は今回石田委員の意見が認められたとしても、自分の発言はしないということである。それでは町田（零）委員から提案いただいた件について、今回は議長の特段の配慮で石田委員の発言を認めていただきたいということで、本委員会の合意が取れたところであるが、議長いかがか。
【小倉議長】　皆さんで合意されることが一番だと思う。私はルールを非常に大事にしていて、ルールにのっとって進行している。
　しかし、こういう形で皆さんいろいろな意見があった中で合意できるのであれば、それに従いたいと思う。
【中村委員長】　それではこの件についてと、今後の取扱いについて事務局に説明を求める。
【事務局長】　本会議の日程については、議長が作成し、皆さんにお示しするものであるが、本日の会議の中で、発言の取消しの件も議論がなされたので、そちらの取扱いについては、議長と協議をし、日程を作成していきたいと思う。
【中村委員長】　説明のとおりでどうか。

全　員　了　承

【中村委員長】　それでは、そのようにお願いする。ほかに皆さんから、何かあるか。
【井上委員】　もう１点皆さんと情報共有をして、意見をいただければと思う。石田委員の件であるが、今回の石田委員の一般質問を聞いていて、違和感があった点がある。下水道使用料の大幅な値上げについて、市長に対して質問されたと思うが、議会選出の下水道運営審議会の委員として、附属機関に議会から派遣されて知り得た情報に基づくものと考えられる内容があった。議員はその審議会の中で、いろいろな審査や諮問があり、改めて市側が市の方針を決めて、議会に提出してくるわけである。そこで我々は本質的に議論をすることが本来の姿ではないかと思う。今、石田委員は同審議会の

会長という立場であり、その審議会の中でも中立の立場でいなければならないにも関わらず、まだ審査の途中で、表に出ていない議論中のものを、一般質問で取り扱ったということに対して違和感を持った。他の委員の意見もお聞きしたいと思う。事務局に確認したいのだが、議案になる前の段階で一般質問において触れることに対し、問題はないのか。

【事務局長】　会議規則上は一般質問の対象は市の一般事務に関することとなっている。なおかつその審議会が公開で行われていて、市民も知り得る状態であれば、会議規則に違反しているという捉え方はしづらいと思う。ただし、議員は本来議会活動の中で、上程された議案に対して賛否の意見を表し表決をすることが求められる。また別の観点で言うと、下水道運営審議会においては、まだ議論の途中で、結論が出ていない段階で取扱いをしたことに対してはいかがなものかという観点はあるかと思う。最後に、各種審議会への議員の参画については、法に定めがある場合を除けば、いわゆる二元代表制を担う中で、市長の附属機関への議員の選出を、議会の中でも辞退をする例が、他市ではある。市長の附属機関への議員の参画という視点もあろうかと思う。

【井上委員】　考え方は分かった。それが、私が感じた二元代表制と市長の執行機関に議員が入ることの違和感だと思う。例えば、監査では、監査で知り得た情報には守秘義務が課されており、このように行政と議会では一定の距離感があるはずである。附属機関へ議選の委員を入れることをもう止めている自治体もある。この件は、今後の議会改革などの中で議論になってくると思うので、皆さんの意見を伺いたい。

【石田委員】　私自身も、市の審議会等に議員が入っていることについては、二元代表制を考える上で、課題があるということは従前から承知をしている。今回の一般質問をする前段で、環境建設常任委員会の委員を今務めているが、その審査の中で私の質疑に対し、下水道使用料の値上げを考えていると答弁があったため、公式な場で知り得たものである。ただ、そうは言っても、私は下水道運営審議会の会長という立場もあるので、今回質問するに当たって配慮したこととしては、料金の値上げをしてはいけないと明確な姿勢で言うことをしてはいけないと思った。したがって、こういう課題がある状況だが、その上でどのように考えているのかと質問をし、配慮はしたつもりである。最後の再質問の際にも、今後も慎重に検討して、しっかり経済状況を見ながら考えていくべきだとし、やめるべきだとか、そういうこちらの方針を言うのではなく、これまでの方向性を担保していく形をとった。ただ、二元代表制の考え方に関して、憂慮すべき部分があるという考えに関しては、私も同じ意見である。

【井上委員】　記憶での話になるが、質問は確かにそのような筋であったが、最後の意見要望のところで、このような経済状況であるから、料金を上げるのはけしからんというような、そのような感じだった気もする。そうであれば、その時点で自分の意思を表明している。その辺について、慎重にやらなければいけないのではないかと思う

【石田委員】　最後の発言も、これまで市側が、経済状況の影響に関して慎重に検討していかなければいけないと答弁をしていたので、市がそう答弁しているのに、それをしないで判断をするということは違うと思う、という趣旨であった。したがって、そもそも料金の値上げをしてはいけないという意見ではなく、市側が言っていたこれまでの方向性を堅持すると言っていたので、それであれば、経済状況を見ずに決めていくことはやってはいけないという意見であった。

【井上委員】　いずれにしても今回、こういった違和感を持ったことに対して、いずれ、議会改革の検討委員会のようなものが出来たときに、こういったことも議題に挙げていただきたいと思う。

【中村委員長】　今後、議会改革の組織が立ち上がった際には、議選の附属機関等への委員の選出の

是非などを含めて検討しなくてはいけないと思う。また自身が、附属機関などの委員をやっているときに、自身が所属している会議との関係で、どういった配慮が必要なのかということも検討していく必要があると思う。
【町田（零）委員】　１点確認したい。石田委員は職員とのヒアリングの中で、下水道の審議会の委員長だから、今回の質問をすることはやめた方がよいというようなアドバイスはあったのか。
【石田委員】　なかったと思う。
【町田（零）委員】　本来それは言われるべきであろうと思う。言われなかったからやってよいかというとそういう問題でもないが、言われなかったため、やってよいかどうかを知らなかった可能性は石田委員にある。ただ今の石田委員の話を聞くと、一定の配慮をしてつくったと言っているので、知っていながらやったこと自体に問題があると私は認識している。
したがって、これまでも職員は、その件で質問をすること自体が問題だと他の議員にもアドバイスをしていたはずである。石田委員に、審議会で知り得た情報を元に一般質問してはいけないというルール自体の認識がなかったという議論は免れないと思う。ただそれを受けて、全体をやめるかどうかというのはどうなのか、今後、石田委員がそういうことをやらないと言えば問題ないのかもしれない。そこに関しては委員長が述べたとおり、今後議論していかなければならないと思った。
【布瀬委員】　今、町田（零）委員の発言があったが、審議会は公開されているものが多い。例えば、私もいろいろな審議会を傍聴している。一般市民であっても誰でも傍聴できる状況になっているので、知り得た情報に関しては、秘密会で議論された情報ではないということだけ追加で言わせていただく。
【事務局長】　先ほど、二元代表制との関わりについての話をさせていただいたが、本日の本委員会の当該議論の部分に関しては、市側に、本日の本委員会でこのような議論がされたということは情提提供したいと思う。
【青木委員】　町田（零）委員から先ほど、質問に対しての話もあったが、違う尺度で見た場合、なぜこの質問をするのかということは聞かれたのか。
【石田委員】　なぜこのような質問をするのかと聞かれるまでもなく、私が気になるところの話をして、通告した。
【青木委員】　私も過去に下水道運営審議会の会長を務めたが、会長は、公平中立の立場で判断をしなければならず、特に審議中のものに関してはそういった点に配慮する必要がある。単に、このような内容を審議していると周知するのにとどまっているのであればよいと思うが、それに加えて自分の考えを述べることは控えたほうがよい。
【金原委員】　石田委員は原稿の内容は市側に伝えているのか。
【石田委員】　原稿に関しては全てはしていない。基本的に、私の問題意識と現在の社会状況を前もって共有した上で質問すると伝えているので、そごはなかったと思う。
【金原委員】　原稿全てが市側に伝わっているわけではなく、箇条書きで趣旨が書いてあったとしても、質問の趣旨の全てが相手には伝わっていないと認識してよいか。
【石田委員】　事前にやり取りをして、伝えた範囲の中で質問しているので、伝わっていないということはないと思う。答弁に関しても、趣旨に沿った内容だったと思う。しっかりと質問に関してはすり合わせをして、そごがないように行っている。
【中村委員長】　ただ、もう少し大きい問題もあるので、その問題については議会改革の組織が立ち上がった際に議論したいと思う。今回の下水道使用料の質問に関しては、特に担当課のほうから意見はなかったようだが、このような話があったということは事務局から担当課に伝えることと、石田委

員は会長という立場なので、会議の中での発言力や影響力も大きい。注意しながら発言していく必要があるということは皆さんと共有しておく。

ほかに皆さんから、何かあるか。なければ、これで閉会する。

午後２時４９分　閉会